

一般財団法人神奈川県教育福祉振興会厚生事業等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会会員規則（以下「規則」という。）第34条の規定に基づき、同第2条第3号に規定する厚生事業及び同条第5号に規定する継続厚生事業並びに同第5条に規定する生涯福利会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(厚生事業及び継続厚生事業の種類)

第2条 厚生事業及び継続厚生事業（以下「厚生事業等」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 実施事業
- (2) 補助事業
- (3) 施設提供事業
- (4) あっせん事業

2 実施事業とは、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会（以下「振興会」という。）が振興会の会員（以下「会員」という。）を対象とした事業を企画し実施するものをいう。

3 補助事業とは、振興会が契約した施設、催事などを会員及びその家族が利用したとき、その費用の一部を補助するものをいう。

4 施設提供事業とは、振興会が有償で契約した施設を無償又は低廉な価格で会員の利用に供するものをいう。

5 あっせん事業とは、振興会が無償で契約した施設、催事などを低廉な価格で会員の利用に供するものをいう。

(参加資格者等)

第3条 厚生事業に参加することができる者は、現職会員とする。

2 継続厚生事業に参加することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 医療互助会員
- (2) 生涯福利会員
- (3) 福祉年金満期解約者及び福祉年金事業廃止に伴う解約者

3 前2項の規定にかかわらず、現職会員は継続厚生事業の一部に、前項各号に掲げる者は厚生事業の一部に、それぞれ参加することができる。

4 第1項及び第2項に掲げる者（以下「参加資格者」という。）の家族は、実施事業及び補助事業の一部を除き、厚生事業等に参加することができる。

5 参加資格者は、理事長が認める場合は、家族以外の者を厚生事業等に同行させることができる。

(会員証)

第4条 理事長は前条第2項各号に規定する会員（以下「継続厚生会員」という。）に会員証（第1号様式）（以下「会員証」という。）を交付する。

- 2 前項に規定する会員証の交付を受けた継続厚生会員は、会員証を紛失したとき又は改姓等をしたときは、速やかに会員証再交付申請書（第2号様式）を理事長に提出し、会員証の再交付を受けなければならない。

なお、会員証記載事項に変更が生じたとき又は会員証を損傷したときは、会員証再交付申請書に従前の会員証を添え会員証の再交付を受けなければならない。

- 3 会員証は、これを他人に貸与し又は譲渡してはならない。

- 4 前条第2項第1号及び第2号に規定する会員が会員資格を喪失したとき並びに前条第2項第3号に規定する会員が死亡したときは、速やかに会員証を理事長に返納しなければならない。

(生涯福利会員)

第5条 規則第15条に規定する加入申込みをしようとする者は、生涯福利会員加入申込書（第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の生涯福利会員加入申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、生涯福利会員変更届（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

- 3 生涯福利会員は、規則第16条第1号に該当するとき及び退会を希望するときは、生涯福利会員退会届（第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

(継続厚生事業の実施対象区分)

第6条 継続厚生事業は次の対象区分により実施する。

- (1) 加入日が令和7年4月1日以降の医療互助会員
- (2) 前号の者を除く第3条第2項に規定する者

(補助金額及び補助率)

第7条 第2条第3項に定める補助事業の補助額及び補助率は、理事長が定める。

(引当金)

第8条 第3条第2項各号に掲げる者に対する継続厚生事業の実施を確保するため、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会管理運営規則第20条別表第2その他会計中の継続医療厚生事業に引当金勘定を設けることができる。

(委任)

第9条 第1号から第5号までの各様式及びその他規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人神奈川県教育福祉振興会厚生事業等に関する規程は廃止する。
- 3 この規程の施行の際、現に旧規程の規定により行っている手続き等は、この規程による手続き等とみなす。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。